

専決処分した事件の報告について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成30年6月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第1号

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第28号
平成30年3月31日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「54万円」を「58万円」に改める。

第5条の2第1号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「国民健康保険法」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

